

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	河内長野市「人・農地プラン」検討会
2 開催日時	令和5年2月20日(月) 午後2時30分から
3 開催場所	河内長野市役所 7階 行政委員会室
4 会議の概要	(1) 上高向地区「人・農地プラン」について (2) その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	環境経済部 農林課 農政・土地改良係 (内線 428)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

河内長野市「人・農地プラン」検討会議事録

- 1 日 時 令和5年2月20日（月）午後2時30分から午後4時00分まで
- 2 場 所 河内長野市役所 7階 行政委員会室
- 3 会の成立
（河内長野市「人・農地プラン」検討会）委員数6名、出席5名、委任状1名、運営規程第5条の規定により、会議定足数を満たし会議が成立した。

出席委員
① 河内長野市農事実行組合連合会 会長代行 中辻 正敬
② 大阪府「農の匠」 門林 秀昭
③ 大阪府「農の匠」 増田 光代
④ 河内長野市農業委員会 会長 垣内 俊夫
⑤ 大阪版認定農業者 新谷 直美
- 4 会長及び副会長の選任
・運営規定第4条の規定に基づき、委員の互選により会長に中辻委員、副会長に垣内委員が選任された。
・議事録署名人については、事務局の提案により大阪府「農の匠」門林委員、大阪版認定農業者 新谷委員が選任された。
- 5 案件
（1）議案第1号 上高向地区「人・農地プラン」について
（2）その他
- 6 議事の経過の概要及びその結果
・案件（1）について事務局より説明。出席委員（5名）のうち、賛成5名、反対0名、運営規程第5条第3項の規定により承認された。
・案件（2）については、地域計画策定に向けた方針（地区割りや今後のスケジュール）を共有し、了承を得た。

以上の会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年2月20日

会 長 河内長野市農事実行組合連合会 会長代行

中辻 正敬

議事録署名人 大阪府「農の匠」

門林 秀昭

議事録署名人 大阪版認定農業者

新谷 直美

人・農地プラン検討会（上高向地区）

1. 日時 : 令和5年2月20日（月）午後2時30分から午後4時00分まで

2. 場所 : 河内長野市役所 7階 行政委員会室

3. 議案第1号にかかる主な意見

垣内副会長 : 上高向地区においては、ほ場整備され、機械も入りやすく、恵まれた営農環境である。地区周辺で、ブランド米「高向ほたる米」の栽培や、さつまいもなどの収穫体験を行っている。

課題は、農業者の高齢化であり、10年後に現在のように営農を続けることは難しい。協議会（会員9名）を通じ、地区内からのメンバーにも加入してもらうことで、後継者に対する体制づくりを行っている。

市 : 各委員の地区の営農状況や課題は。

中辻会長 : 天野地区は4名で10町程度の面積を作付けしている（稲作）。それぞれ機械を所有し、年齢のバランスも良い（最年少で45歳程度）。

市 : 最年少のメンバーは、どのような経緯で営農に至ったのか？

中辻会長 : 父親が営農している。

門林委員 : 市全体を通じ、「担い手の確保」が重要な課題である。

石仏地区は棚田が多く、まとまった広さの農地を確保することが困難である。例えば、市街地（大阪市など）から河内長野市へのアクセス等をPRし、農業だけではなく、里山への移住など、幅広いPRをするべきでは。上高向地区のように、協議会（＝団体）を通じ、新たな担い手を確保することは良いと思う。

新谷委員 : 営農環境が悪いところは、新規就農者が集まりにくい。狭い面積なら、「都市で働き、休日は農業」という層を呼び込む必要がある。

垣内副会長 : 今後、農地賃借における「下限面積」が撤廃される予定なので、農地を借りたい人は増えると思う。但し、希望すれば誰でも良いわけではなく、市の農業研修講座を受講するなど、一定の経験があることが望ましい。

増田委員 : 他の地区に比べて、河内長野市は「特産品」がない（羽曳野のぶどうなど）。まずは「河内長野市」を知ってもらうことが重要である。例えば、「花の文化園」があるので、大阪府と連携し、花を「特産品」とし、産地化を図ってはどうか。

4. その他（地域計画の策定にむけて）

- 市 : 令和4年4月、「農業経営基盤強化促進法」の改正に伴い、2年間かけて地域計画を策定することとなる。
- 農空間保全地域（農用地＋5ha以上の集団農地）の農地所有者を対象に農業委員会よりアンケートを送付し、意向を調査する。
- 市内を6地区（天野・小山田・高向・加賀田・天見・川上）に分けて、現況地図、目標地図、地域計画の策定を予定。
- 本日の「人・農地プラン検討会」に加え、「再生協議会」や「定例農業委員会」、「実行組合長会議」等を活用し、同議題を共有する予定である。協力を依頼することもあると思うが、協力をお願いしたい。
- 垣内副会長 : 6地区とも同じスケジュールで作成するのか。地域ごとに時期をずらし、作成した方が良いのでは。
- 市 : 法改正に伴い、2年間で地域計画を策定することが義務化されており、スケジュール的に困難。
- 府 : 地域計画を策定しなければ、各種補助金の交付が受けられず、農地の貸借も困難となる。

以上